

## 第21回資金管理業務諮問委員会 議事概要

1. 日時：2007年9月18日（火） 10時00分～12時25分
2. 場所：財団法人自動車リサイクル促進センター 第1・第2会議室
3. 出席者：鬼沢委員、小島委員、酒井委員、辰巳委員、永田委員  
細田委員、米澤委員
4. 議題：①平成19年度第1四半期の決算報告について  
②平成19年度第1四半期の運用の評価について  
③自動車リサイクルシステムの車両状況照会機能拡充について  
④不法投棄等対策支援事業について  
⑤資金管理業務規程の変更について

※ 任期満了に伴い資金管理業務諮問委員会委員全員が新たに任命されたため、審議に先立って委員長の選出を行い永田委員が選任された。

### 5. 議事概要

※ 本議事概要では委員の主な意見、決定事項を中心にまとめており、資料に関連する質疑については後日、議事録を公表いたします。

#### (1) 議題①について

平成19年度第1四半期の決算報告について、資料3-1から資料3-8を使用して事務局から説明。委員から案のとおり了承された。

#### <意見> (注) ○は委員、●は事務局

- 銀行を使用するときの基準はあるか。また資金管理料金特別会計にはかなりの預金残高が残っているが、普通預金に置いておいていいのか。
- これだけの規模の普通預金を置いておくのは効率的ではないのではないか。
- 銀行を使用する基準は特にない。資金管理料金会計の普通預金については、元本確保の短期運用ができないか検討している。
- 短期運用なのか。再資源化預託金等と同じような運用はできないのか。使用する銀行の基準も含めて考え方について検討してほしい。
- 現在検討しているので、次回あたりにご報告したい。

#### (2) 議題②について

平成19年度第1四半期再資源化預託金等の運用の評価について、資料4-1及び資料4-2（添付資料を含む。）を使用して事務局から

説明。以下修正の上、了承された。

<意見> (注) ○は委員、●は事務局

- 前回にも指摘したが、資料4-2の証券会社別発注の検証で発注が偏っている事態は生じていないとあるが、6.9%と16.9%では偏っていないと言えるのか。
- 偏りの定義の問題もあるので、特定の証券会社に発注が偏っている事態は生じていないという表現ではなく、突出した証券会社はないということでもいいのではないか。
- そのように修正する。

(3) 議題③について

自動車リサイクルシステムの車両状況照会機能拡充について、資料5(添付資料を含む。)を使用して事務局から説明。以下修正の上、了承された。

<意見> (注) ○は委員、●は事務局

- 資料5の「2. 車両状況照会機能の拡充に関する費用と負担方法」(2) 費用の負担方法の初期費用で、「特定再資源化預託金等を原資として実施することとしたい。」とあるが、合同審議会で確認されていることであるなら「実施する」と書いておくほうが良い。
- ご指摘のとおり修正する。
- できるだけ使い易くないと使ってもらえない。ユーザーの立場で機能を考えて欲しい。
- 詳細な検討時に配慮する。
- 説明資料の中の非公開資料は、公開できる範囲の資料として再度、作成すること。

(4) 議題④について

不法投棄等対策支援事業について、資料6-1から資料6-4(添付資料を含む。)を使用して事務局から報告。委員からの意見に対し、以下のとおり説明。以下修正の上、了承された。

<意見> (注) ○は委員、●は事務局

- 資料6-3、6-4にある使用済自動車と解体自動車をどうやって区別するのか。できるだけ使用済自動車として処理してもらいたい。
- 車台番号がわかるものを使用済自動車としている。ご指摘のとおり自

動車リサイクル法で、できるだけ処理したいと考えている。

- 資料6-3の「2.対象案件としての要件の確認」「2 資金出えん要件」の「(1) 生活環境保全上の支障」で「投棄者による適正処理は期待できない状況にあり、今後もおそれが解消される見込みがない」という判断が資料6-4にはない。資料6-4にも入れるべき。
- ご指摘のとおりであり、資料6-4に追加する。

(5) 議題⑤について

資金管理業務規程の変更について、資料7（添付資料を含む。）を使用して事務局から説明。委員から案のとおり了承された。

<意見> (注) ○は委員、●は事務局

- 情報公開規程を規則にするというのは情報公開に消極的になってい  
るのではないか。
- 従来、統一されていなかった規程、規則等の名称について寄付行為を  
基にして関連を明確にしたものであり、遵守すべきものとして規程も  
規則も変わりはないと考えている。ただ情報公開は重要であることは  
十分認識しているので、公益法人改革後の認可申請時に、寄付行為を  
定款に作り替える際、記載し規程とすることを検討する。

以上